

susten 全世界株式インデックスファンド（M）

追加型投信／内外／株式／インデックス型

2026年7月31日付でファンドの名称を「マネーフォワード全世界株式インデックスファンド」から「susten 全世界株式インデックスファンド（M）」に変更しました。

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、
投資家の請求により交付される請求目論見書です。

2026年7月31日

susten 全世界株式インデックスファンド（M）の受益権の募集について、株式会社sustenキャピタル・マネジメント（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月27日に関東財務局長に提出しており、2026年7月28日にその効力が発生しています。

【発行者名】	株式会社sustenキャピタル・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡野 大
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

目 次

第一部【証券情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第二部【ファンド情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第1【ファンドの状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2【管理及び運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第3【ファンドの経理状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】・・・・・・・・	51
第三部【委託会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
第1【委託会社等の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
約款	

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

susten 全世界株式インデックスファンド (M) (以下、「当ファンド」といいます。)

※2026 年 7 月 31 日付でファンドの名称を「マネーフォワード全世界株式インデックスファンド」から「susten 全世界株式インデックスファンド (M)」に変更しました。以下同じ。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、株式会社 s u s t e n キャピタル・マネジメント (以下「委託会社」という場合があります。) を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律 (以下「投資信託法」といいます。) に基づく、契約型の追加型証券投資信託の受益権 (以下「受益権」といいます。) です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。なお、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行 (売出) 価額の総額】

1 兆円を上限とします。

(4) 【発行 (売出) 価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、当ファンドの基準価額については、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

※基準価額とは、信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券を除きます。) を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除して得た 1 口当たりの額で、便宜上、1 万口単位で表示される場合があります。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

ただし、収益分配金を再投資する場合には、1 口単位とします。

(7) 【申込期間】

2026 年 7 月 28 日から 2027 年 1 月 26 日までとします。

※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下、「販売会社」といいます。)については、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

株式会社 s u s t e n キャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856 (受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

※委託会社である株式会社 s u s t e n キャピタル・マネジメントは当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

申込にかかる発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、1 兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社との合意により当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの基本的性格は、以下の一般社団法人資産運用業協会による商品分類および属性区分をご参照ください。当ファンドが該当する項目を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内 外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または投資信託約款において、株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア	あり	日経 225 TOPIX
不動産投信	年 12 回 (毎月)	オセアニア 中南米	なし	その他 (FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス (配当込み、円換算ベース))
その他資産 (株式 (一般)、投資信託受益証券 (株式 (一般)))	日々 その他	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

該当する属性区分の定義について

その他資産 (株式 (一般)、投資信託受益証券 (株式 (一般)))	目論見書または投資信託約款において、株式および投資信託受益証券等への投資を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル(日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (日本を含む) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他 (FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス (配当込み、円換算ベース))	目論見書または投資信託約款において、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス (配当込み、円換算ベース) の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※当ファンドは、株式および投資信託受益証券への投資により運用を行います。このため、「組入れている資産そのもの」を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（株式（一般）、投資信託受益証券（株式（一般）））と「収益の源泉となる資産」を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください (<https://www.imaj.or.jp/>)。

④ファンドの特色

(イ) FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

◇FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み)は、全世界の大型株、中型株および小型株市場の値動きを表す時価総額加重平均型の株価指数です。FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。

※同指数に対する著作権等については後述の〈FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、円換算ベース)について〉をご参照ください。

◇2026 年 7 月 31 日を変更適用日とした約款変更により、当ファンドのベンチマークは「MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）」から「FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）」へと変更されました。なお MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み）は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の先進国・新興国の株式で構成されています。MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに委託会社が独自に計算したものです。

※同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべて MSCI Inc. に帰属します。

(ロ) 主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の株式に投資します。

◇FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、国内外の金融商品取引所に上場している株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、または為替相場等の変動リスクを減じる目的で活用する場合があります。

◇投資対象とする投資信託受益証券については、＜投資対象の投資信託受益証券候補一覧＞をご覧ください。なお、投資対象の投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

(ハ) 株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜ファンドが対象とする指数の著作権等＞

〈FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、円換算ベース)について〉

当ファンドの開発は、株式会社 susten キャピタル・マネジメントのみにより行われています。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ会社（以下総称して「LSE グループ」）は、いかなる形においても、当ファンドとの関係を有さず、またスポンサー、保証、販売もしくは販売促進を行うものではありません。FTSE Russell は、特定の LSE グループ会社の取引名です。本インデックスにかかるすべての権利は、インデックスを保有する該当 LSE グループ会社に帰属します。FTSE®は、該当する LSE グループ会社の商標であり、ライセンス契約に基づき、他のあらゆる LSE グループ会社が使用します。本インデックスは、FTSE International Limited またはその関連会社、代理人もしくはパートナーによって、またはこれらからの委託を受けて算出されています。LSE グループは、本インデックスの使用、本インデックスへの依拠もしくは本インデックスの誤り、または当ファンドへの投資もしくはその運用から生じる、いかなるものに対する責任も負うものではありません。LSE グループは、当ファンドから得られる結果、または株式会社 susten キャピタル・マネジメントによる提供の目的に対する本インデックスの適切性のいずれについても、主張、予想、保証、表明を行わないものとします。

当ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社、その情報提供者、あるいは MSCI 指数の編集、計算、または作成に関与あるいは関連するその他の第三者（総称して「MSCI 当事者」）がスポンサー、推奨、販売、または宣伝を行っているものではありません。MSCI 指数は MSCI の独占所有物です。MSCI および MSCI 指数は、MSCI またはその関連会社のサービスマークであり、特定の目的のために委託会社が使用許諾を受けています。MSCI 関係者はいずれも、当ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体に対し、ファンド全般もしくは当ファンドへの投資に関する適否、または MSCI 指数が対応する株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示または暗示にかかわらずいかなる表明または保証も行うものではありません。MSCI またはその関連会社は、特定の商標、サービスマーク、商号、および MSCI 指数のライセンス所有者であり、MSCI 指数は当ファンド、当ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体に関係なく MSCI によって決定、作成および計算されています。MSCI の関係者は、MSCI 指数の決定、作成および計算において、当ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体のニーズを考慮する義務を一切負っていません。MSCI 関係者は、当ファンドの発行時期、価格、数量の決定、当ファンドを換金するための計算式の決定または計算について責任を負わず、またこれらに関与していません。さらに、MSCI の関係者は、当ファンドの管理、マーケティング、募集に関連して、当ファンドの発行者、所有者、その他いかなる人物、事業体に対しても、いかなる義務や責任も負いません。

MSCI は MSCI 指数に含まれる、またはその算出に使用する情報を MSCI が信頼できると考える情報源から入手しますが、MSCI 当事者は MSCI 指数またはそこに含まれるデータの独創性、正確性、完全性を保証または担保するものではありません。MSCI 関係者はいずれも、ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体が MSCI 指数またはそれに含まれるデータの利用により得る結果について、明示または黙示を問わず、何ら保証を行うものではありません。MSCI 関係者はいずれも、MSCI 指数またはそれに含まれるデータの誤り、脱落、中断について、あるいはそれらに関連するいかなる責任も負いません。さらに、MSCI 当事者は、いかなる種類の明示または黙示の保証も行いません。さらに、MSCI 当事者は、各 MSCI 指数およびそれに含ま

れるデータに関して、明示または黙示を問わず、いかなる種類の保証も行わず、ここに、特定目的への商品適格性および適合性に関するすべての保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、MSCI 当事者は、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害、またはその他の損害（逸失利益を含む）に対して、たとえその可能性を通知されていたとしても、一切の責任を負わないものとします。

当ファンドの購入者、販売者または保有者、あるいはその他のいかなる者または団体も、MSCI の許可が必要かどうかを判断するために MSCI に最初に連絡することなく、当ファンドのスポンサー、推奨、販売または宣伝のために MSCI の商号、商標またはサービスマークを使用または言及してはなりません。いかなる場合においても、いかなる者または団体も、MSCI の書面による事前の許可なく、MSCI との提携を主張することはできません。

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧（国内籍）>

資産	銘柄	主要投資対象	運用管理費用 (信託報酬) (年率、税抜き) *
株式	MAXIS 全世界株式（オール・カントリー） 上場投信	世界の先進国・新興国株式	0.078%以内 (税抜)
株式	i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF	米国株式	0.06%程度
株式	NEXT FUNDS S&P 500 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	米国株式	0.06%以内

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧（外国籍）>

資産	銘柄	主要投資対象	総経費率** (年率)
株式	バンガード・トータル・ストック・マーケット ETF	米国株式	0.03%
株式	バンガード FTSE 先進国市場（除く米国） ETF	先進国株式（除く米国）	0.03%
株式	バンガード FTSE エマージング・マーケット ETF	新興国株式	0.06%
株式	i シェアーズ MSCI ACWI ETF	世界の先進国・新興国株式	0.32%
株式	BNY Mellon US Large Cap Core Equity ETF	米国株式	0.00%
株式	バンガード S&P500ETF	米国株式	0.03%
株式	i シェアーズ・コア S&P 500 ETF	米国株式	0.03%

* 有価証券の貸付の指図を行った場合に発生する品貸料は除く。

** 運用管理費用およびその他費用を平均純資産総額で除したものを記載しています。

※上記は、2026 年 4 月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

※投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2023 年 1 月 18 日	証券投資信託契約締結、設定、運用開始
2024 年 2 月 15 日	「グローバル株式インデックス・ポートフォリオ (M)」から「マネーフォワード全世界株式インデックスファンド」に名称を変更
2026 年 7 月 31 日	「マネーフォワード全世界株式インデックスファンド」から「susten 全世界株式インデックスファンド (M)」に名称を変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 (株式会社 susten キャピタル・マネジメント)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書 (目論見書) および運用報告書の作成等を行います。

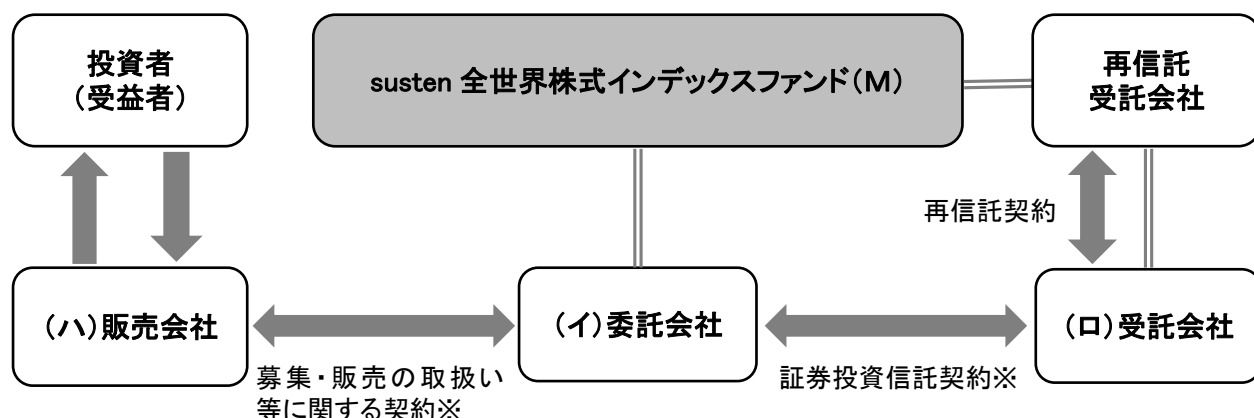
(ロ) 受託会社 (みずほ信託銀行株式会社、再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

(ハ) 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書 (目論見書) ・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金の支払事務等を行います。

※委託会社である株式会社 susten キャピタル・マネジメントは当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。



※証券投資信託契約の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しています。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象ならびに委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等を規定したものです。

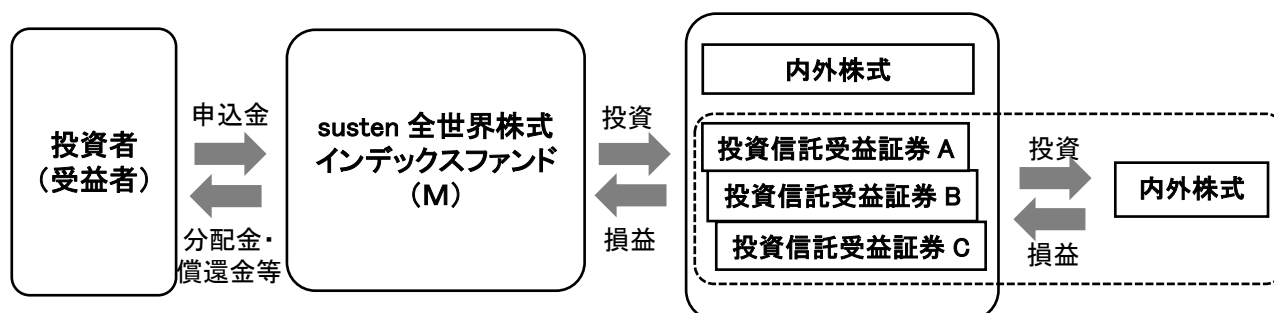
※募集・販売の取扱い等に関する契約の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、

収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

②当ファンドの仕組み

当ファンドは、株式、投資信託受益証券への投資により運用を行います。



③委託会社の概況

(イ) 資本金の額

172 百万円 (2026 年 4 月末現在)

(ロ) 委託会社の沿革

2019 年 7 月 4 日 会社設立

2020 年 6 月 26 日 金融商品取引業者登録 (関東財務局長 (金商) 第 3201 号)

(ハ) 大株主の状況 (2026 年 4 月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
株式会社マネーフォワード	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21 階	1,982,817 株	28.7%
岡野 大	東京都世田谷区	1,193,360 株	17.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券 (ETF) への投資を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス (配当込み、円換算ベース) の動きに連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

②投資態度

(イ) 主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券 (ETF) への投資を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス (配当込み、円換算ベース) の動きに連動する投資成果の獲得を目指します。

(ロ) 株式、上場投資信託受益証券 (ETF) への投資割合は、原則として高位を維持します。

- (ハ) FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

国内外の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）等を主要取引対象とします。

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - A) 有価証券
 - B) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限りません。）
 - C) 約束手形
 - D) 金銭債権
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - A) 為替手形

②有価証券の運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (イ) 株券または新株引受権証券
- (ロ) 国債証券
- (ハ) 地方債証券
- (ニ) 特別の法律により法人の発行する債券
- (ホ) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (ヘ) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- (ト) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- (チ) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- (リ) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- (ヌ) コマーシャル・ペーパー

- (ル) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
 - (ヲ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - (ワ) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (カ) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (ヨ) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (タ) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - (レ) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (ソ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (ツ) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 - (ネ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (ナ) 外国の者に対する権利で、前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 - (ラ) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、(イ)の証券または証書、(ヲ) および (レ) の証券または証書のうち(イ)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(ロ) から (ヘ) までの証券ならびに (カ) の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券、ならびに (ヲ) および (レ) の証券または証書のうち (ロ) から (ヘ) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(ワ) の証券および (カ) の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の運用の指図範囲等

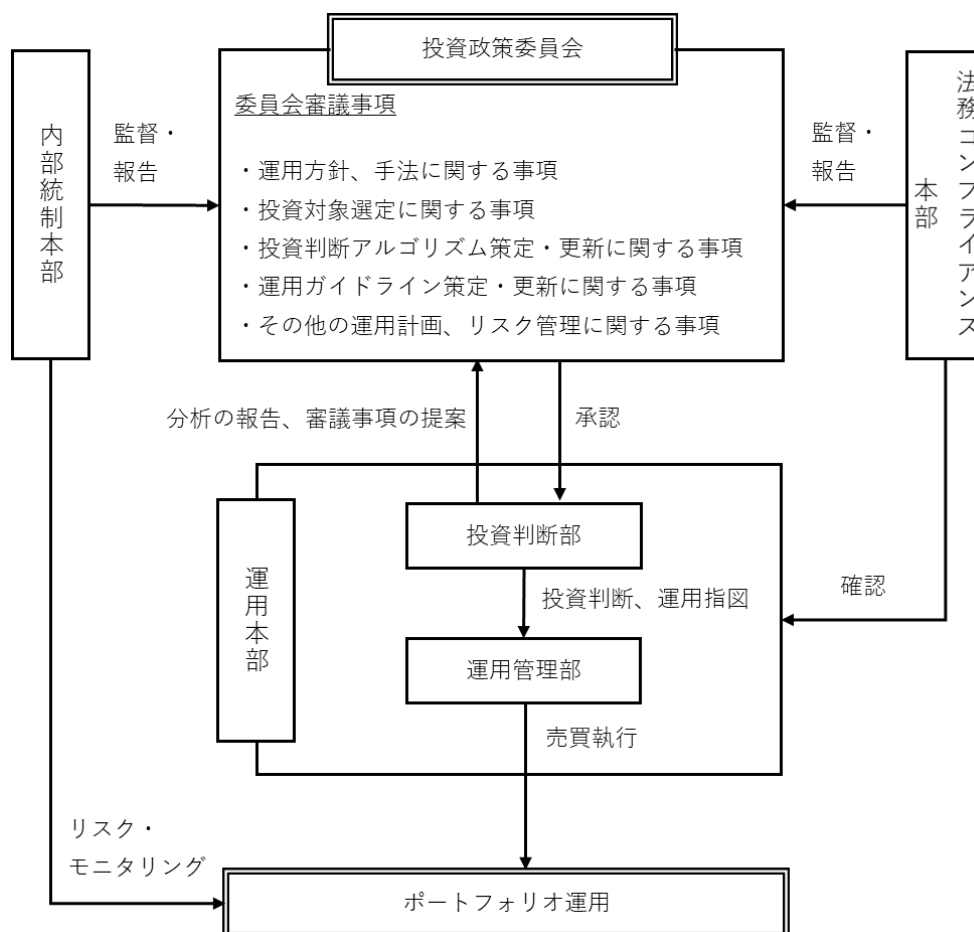
委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (イ) 預金
 - (ロ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (ハ) コール・ローン
 - (ニ) 手形割引市場において売買される手形
 - (ホ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (ヘ) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

①体制

当ファンドの運用体制は次の通りです。



②構成及び機能

当ファンドの運用体制を構成する委員会及び各部署の機能は次の通りです。

<投資政策委員会>

- ・最高投資責任者を委員長とし、代表取締役、内部統制本部長及び法務コンプライアンス本部長により構成されます。
- ・当ファンドの運用方針に関する事項等を審議する他、リスク管理及びコンプライアンスの観点から日々の運用業務全体の検証も行います。
- ・原則として毎月開催される他、随時必要に応じて開催されます。

<内部統制本部>

- ・運用本部から独立した立場で、運用本部が管理するポートフォリオのリスクについて、予め定められた方針の通り運用されているかを監視します。
- ・投資運用に係るリスクに関して異常や問題を発見した場合、速やかに運用本部、最高経営責任者及び法務コンプライアンス本部に報告し、関係部署と協力して対応策を策定します。

<運用本部 投資判断部>

- ・クオオンツ運用の改良のために必要なリサーチ業務を行います。
- ・運用モデル及びアルゴリズムの開発、研究を行います。

- ・投資政策委員会によって承認された運用方針等に基づき、クオオンツ運用によるファンドの運用指図を行い、ポートフォリオの運用リスクを管理します。

＜運用本部 運用管理部＞

- ・投資判断部により作成された注文に従い、最良執行方針に基づき売買を執行します。

※上記の体制は、2026 年 4 月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年 10 月 25 日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(イ) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(ロ) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。

(ハ) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

(イ) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- A) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息および借入金の利息等をいいます。

(ロ) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

(5) 【投資制限】

＜投資信託約款に定める主な投資制限＞

- ①国内外の金融商品取引所に上場している株式の投資割合には制限を設けません。
- ②国内外の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券（ETF）の投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④外貨建資産の投資割合には制限を設けません。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑦信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑧投資する株式等の範囲
(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社が発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
(ロ) 上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑪外国為替予約取引の指図
(イ) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(ロ) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<関係法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託法第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
b. 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資しますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

①株価変動リスク

当ファンドは、直接に、又は投資信託受益証券への投資を通じて実質的に国内外の株式に投資するため、株式投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢や景気見通し、金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、実質的に投資する株式の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となります。

②為替変動リスク

当ファンドは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動リスクを伴います。為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等により変動します。したがって、実質組入外貨建資産の通貨に対して円高となった場合には、資産の円換算価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

当ファンドは、直接に、又は投資信託受益証券への投資を通じて実質的に国内外の株式に投資するため、信用リスクを伴います。株価は、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあります。したがって、このような状態が生じた場合には、保有する有価証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

④流動性リスク

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

⑤カントリーリスク

当ファンドは、直接に、又は投資信託受益証券への投資を通じて実質的に国内外の株式を投資対象とします。実質的な投資対象国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや投資した有価証券の価格が大きく変動する可能性があります、基準価額が下落する要因となります。

⑥その他留意点

(イ) 当ファンドは FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。以下の要因等により、対象指数の動きに連動しないことがあります。

- ・当該指数を構成する全銘柄を組入れない場合や保有ウェイトが当該指数におけるウェイトと異なる場合があること
- ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料や信託報酬等の費用を負担すること
- ・流動性の確保やその他の理由で現預金等を保有すること
- ・利用可能な指数先物と当該指数の動きに不一致が生じること

(ロ) 当ファンドのお取引に関しては、金商法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

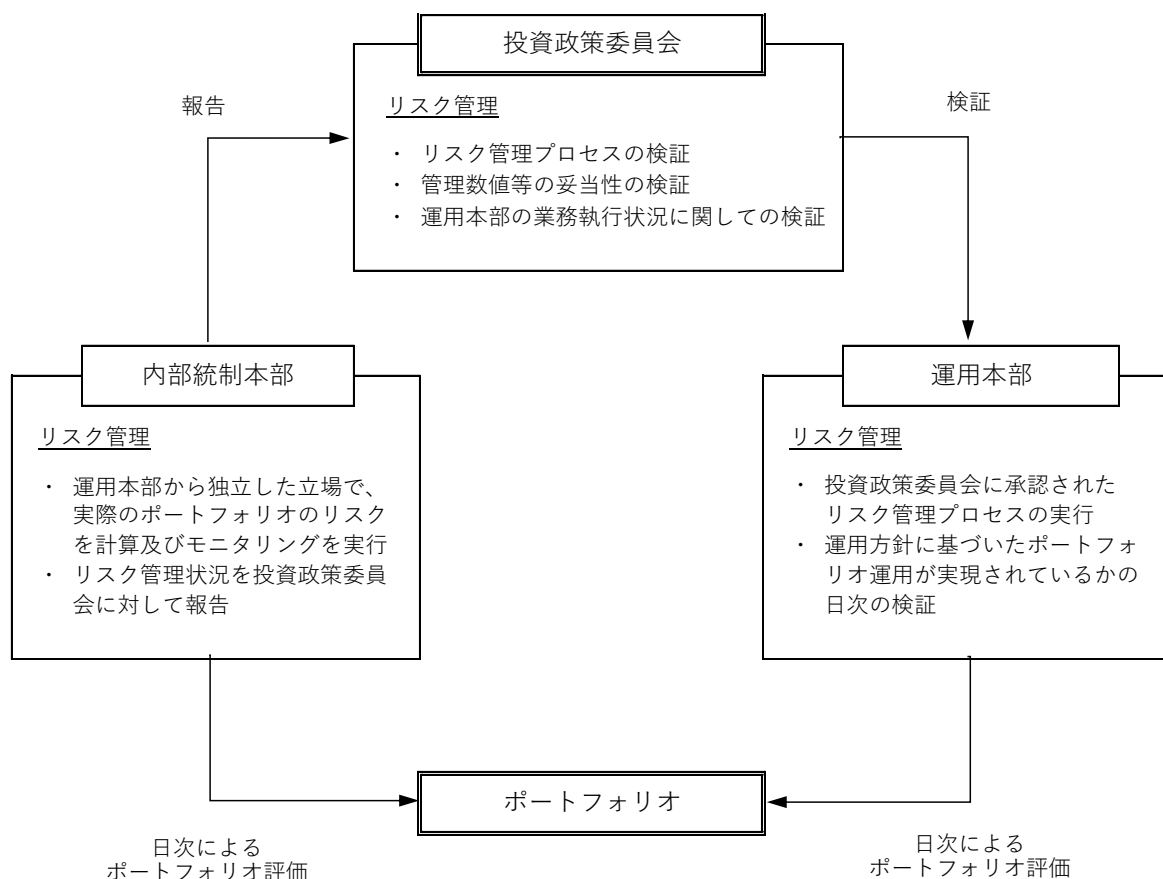
(ハ) 収益分配金に関する留意点

- ・収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額（取得元本）によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は次の通りです。

委託会社では、投資運用に関する社内規程等に基づき、運用本部から独立した内部統制本部が流動性リスク管理を含む運用リスクの管理を行います。

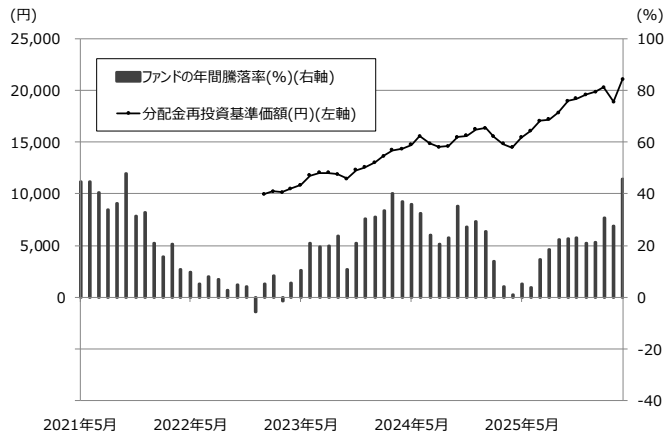


※上記の体制は、2026 年 4 月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

参考情報

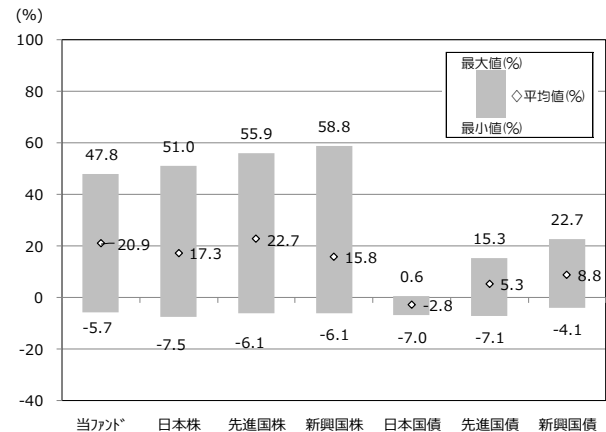
＜当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

(2021年5月～2026年4月)



＜当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

(2021年5月～2026年4月)



- 当ファンドは設定日が2023年1月18日のため、分配金再投資基準価額は2023年1月末以降のデータ、ファンドの年間騰落率は設定1年後の2024年1月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しています。ファンドの年間騰落率がない期間については、ベンチマーク(MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース))のデータを表示しています。
- 分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

- 当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドの年間騰落率がない期間については、ベンチマーク(MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース))のデータを使用しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。
- 代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」にてご確認ください。

※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ 2026年7月31日を変更適用日とした約款変更により、当ファンドのベンチマークは「MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)」から「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、円換算ベース)」へと変更されました。なお、ベンチマークのデータは遡及して変更せず、変更適用日より新たな指数を使用することとします。

代表的な資産クラスを表す指数の詳細

- 日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
- 先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
- 新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
- 日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
- 先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)

- (注1) Morningstar 日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- (注2) Morningstar 先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注3) Morningstar 新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注4) Morningstar 日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本の国債で構成されています。
- (注5) Morningstar グローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注6) Morningstar 新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

<注意事項および免責事項>

susten 全世界株式インデックスファンド（M）（以下「当ファンド」といいます。）は、Morningstar, Inc.又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含む Morningstar, Inc.の関連会社（以下、これらの法人全てを総称して「Morningstar グループ」といいます。）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstar グループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外の株式・債券・REIT 市場の騰落率と連動する Morningstar インデックスの能力について、当ファンドの所有者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「委託会社」といいます。）と Morningstar グループとの唯一の関係は、Morningstar のサービスマーク及びサービス名並びに特定の Morningstar のインデックス（以下「Morningstar インデックス」といいます。）の使用の許諾であり、Morningstar インデックスは、Morningstar グループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstar グループは、Morningstar インデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstar グループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstar グループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstar グループは、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstar グループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstar グループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstar グループは、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstar グループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、当ファンドの日々の純資産総額に年率 0.0946%（税抜 0.086%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

②信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りです。

委託会社が販売会社として募集の取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額も委託会社が収受します。

< 信託報酬率の内訳 >

支払先	信託報酬率	役務の内容
委託会社	年率 0.0363% (税抜 0.033%)	ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等
販売会社	年率 0.0363% (税抜 0.033%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年率 0.022% (税抜 0.02%)	信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等

③上記の他に当ファンドが投資対象とする投資信託受益証券において、別途、運用管理費用がかかります。投資信託受益証券の想定配分に基づく加重平均の経費率は、投資信託受益証券の純資産総額に対して年率 0.02118%程度（税抜 0.02040%程度）です。

したがって、当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託受益証券の運用管理費用を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して年率 0.11578%程度（税込概算値）、年率 0.10640%程度（税抜概算値）となります。

なお、当ファンドは、投資信託受益証券の配分比率を変動することや異なる総経費率の投資信託受益証券を投資対象に追加することがありますので、実質的な信託報酬率は変動することがあります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料・税金、組入有価証券を外国で保管する場合に外国の保管機関に支払われる諸費用等は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。

※上記の「その他の手数料等」は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、運用状況等により変動するものであったり、また、発生時・請求時にはじめて具体的な金額を認識するものであったりすることから、あらかじめ料率、上限額および計算方法等を具体的に記載することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税 5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

(ロ) 換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税 5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

(ハ) 損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

(二) 少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合

当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として、15.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2024年10月26日～2025年10月27日

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.21%	0.21%	0.00%

- ※ 上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（年率）（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。
- ※ 投資対象とする投資信託受益証券にかかる費用は、その他費用（②）に含めています。
- ※ 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2026年4月末日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	1,038,286,102	98.16
内 アメリカ	994,506,302	94.02
内 日本	43,779,800	4.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	19,420,422	1.84
純資産総額	1,057,706,524	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年4月末日現在)

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BNY MELLON US LRG CAP COR	アメリカ	投資信託受益証券	29,168	20,922.33 610,262,722	21,827.47 636,663,793	60.19
2	VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF	アメリカ	投資信託受益証券	22,560	10,011.82 225,866,672	10,758.96 242,722,164	22.95
3	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	アメリカ	投資信託受益証券	12,358	9,107.55 112,551,186	9,315.45 115,120,345	10.88
4	MAX I S 全世界株 式（オール・カント リー）上場投信	日本	投資信託受益証券	1,558	26,738.7041 41,658,901	28,100.0000 43,779,800	4.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

(2026年4月末日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.16
合計	98.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(2026年4月末日現在)

種類	地域	資産名	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	シカゴ商品 取引所	SP500 MIC EMIN FUT Jun26	買建	4	21,322,447	22,993,510	2.17

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場
で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準
ずる方法で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2023年1月18日)	50,000,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2023年10月25日)	66,108,339	66,108,339	1.1669	1.1669
第2計算期間末 (2024年10月25日)	394,396,803	394,396,803	1.5458	1.5458
第3計算期間末 (2025年10月27日)	758,432,934	758,432,934	1.8824	1.8824
2025年4月末日	515,072,973	—	1.4480	—
5月末日	568,257,983	—	1.5460	—
6月末日	598,812,394	—	1.6123	—
7月末日	640,242,592	—	1.7078	—
8月末日	664,782,606	—	1.7180	—
9月末日	709,250,822	—	1.7855	—
10月末日	762,358,002	—	1.8979	—
11月末日	789,806,383	—	1.9204	—
12月末日	834,367,352	—	1.9594	—
2026年1月末日	923,507,179	—	1.9852	—
2月末日	965,695,159	—	2.0285	—
3月末日	928,306,539	—	1.8910	—
4月末日	1,057,706,524	—	2.1107	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
2025年10月28日～2026年4月27日	—

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	16.7
第2計算期間	32.5
第3計算期間	21.8
2025年10月28日～2026年4月27日	12.5

（注）収益率は各計算期間における騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	68,792,768	12,140,325	56,652,443
第2計算期間	279,658,438	81,162,504	255,148,377
第3計算期間	337,981,812	190,228,977	402,901,212
2025年10月28日～ 2026年4月27日	149,460,588	51,608,888	500,752,912

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

《参考情報》

3. 運用実績

基準日：2026 年 4 月 30 日

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移 (税引前)

2023年10月	0 円
2024年10月	0 円
2025年10月	0 円
設定来累計	0 円

※分配金は1万口当たりです。

- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の1万口当たりの価額です。
- ※ 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況

資産別構成

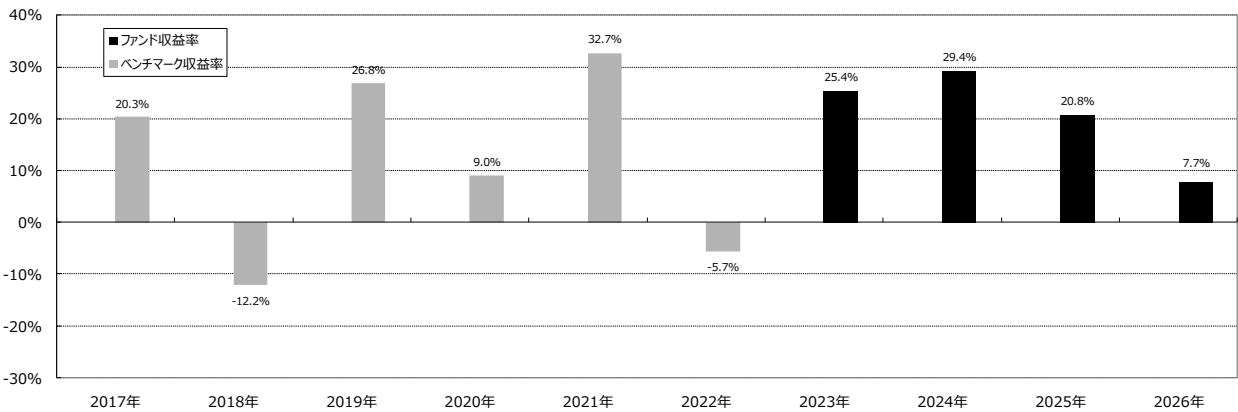
資産の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.2
短期金融資産等	1.8
株価指数先物 (買建)	2.2

組入れ銘柄

	銘柄名	種類	国/地域	投資比率(%)
1	BNY MELLON US LRG CAP COR	投資信託受益証券	アメリカ	60.2
2	VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF	投資信託受益証券	アメリカ	22.9
3	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	投資信託受益証券	アメリカ	10.9
4	MAXIS全世界株式 (オール・カントリー) 上場投信	投資信託受益証券	日本	4.1

- ※ 先物取引にかかる証拠金は短期金融資産等に含まれます。
- ※ 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。
- ※ 表示桁未満の数値は四捨五入しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ 2022 年以前はベンチマーク (MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス (配当込み、円換算ベース)) の年間収益率を表示しています。

※ 2023 年は設定日から年末までの収益率、2025 年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

※ 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1） 申込（販売）方法

- ①取得申込は、販売会社が原則として毎営業日受付けます。取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- ②取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込に応じないものとします。ただし、収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ③委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

（2） 申込（販売）単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金（税引後）の再投資にかかる取得申込については、1口単位とします。

（3） 申込（販売）価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（4） 申込（販売）手数料

ありません。

（5） 申込（販売）代金

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

（6） 申込（販売）代金の受渡日

販売会社が定める期日

2 【換金（解約）手続等】

（1） 換金（解約）方法

- ①換金（解約）請求は、販売会社が原則として毎営業日受付けます。換金（解約）請求の受付は、原則として午後 3 時 30 分までに請求が行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- ②換金（解約）請求日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の換金（解約）請求に応じないものとします。
- ③信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
- ④委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

（2） 換金（解約）単位

販売会社が定める単位

（3） 換金（解約）価額

換金（解約）請求受付日の翌営業日の基準価額

（4） 換金（解約）手数料

ありません。

（5） 換金（解約）代金

換金（解約）請求受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

（6） 換金（解約）代金の受渡日

販売会社は、原則として換金（解約）請求受付日より起算して 4 営業日目から受益者に支払います。

換金（解約）手続等については、販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た 1 口当たりの額で、便宜上、1 万口単位で表示される場合があります。

②主な投資対象の評価方法

(イ) 金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券 (ETF)

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

(ロ) 金融商品取引所に上場している先物取引等

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の清算値段等または最終相場で評価します。

(ハ) 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、計算日の対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③基準価額の算出頻度

委託会社において毎営業日に算出されます。

④基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜委託会社＞

株式会社 *s u s t e n* キャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856 (受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関して該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、信託契約締結日である 2023 年 1 月 18 日から無期限とします。ただし、投資信託約款の規定により、信託期間の途中で償還する場合があります。

(4) 【計算期間】

原則として毎年 10 月 26 日から翌年 10 月 25 日までとします。

なお、計算期間終了日が休業日のときは翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①償還条件等 (信託契約の終了)

(イ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、この信託

契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、対象指数が改廃された場合またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、前項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) (ロ) から (ニ) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合にあって、上記 (ロ) から (ニ) までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (チ) 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記②の (ロ) に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できない場合は、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託法第16条第2号に規定する「委託会社指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。なお、この投資信託約款は、(イ) から (ト) に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、(イ) の事項（(イ) の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、(イ) の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決

議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日から2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- (ト) (イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- (イ) 他の受益者の氏名または名称および住所
- (ロ) 他の受益者が有する受益権の内容

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://susten.jp/>

なお、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥運用報告書

毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページにおいて開示します。交付運用報告書は、原則として販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑦関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利及び権利行使の手続は以下の通りです。

(1) 収益分配金の受領権

受益者は、収益分配金を持分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払われます。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から 5 年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権

受益者は、償還金を持分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払われます。

ただし、受益者が償還金支払開始日から 10 年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部換金（解約）の請求をする権利を有します。

なお、換金には制限があります。詳細については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2024年10月26日から2025年10月27日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年1月5日

株式会社 susten キャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

増田

美千子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネーフォワード全世界株式インデックスファンドの2024年10月26日から2025年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネーフォワード全世界株式インデックスファンドの2025年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社 susten キャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社 susten キャピタル・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【マネーフォワード全世界株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 2 期 2024 年 10 月 25 日現在	第 3 期 2025 年 10 月 27 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	—	109,379,270
コール・ローン	19,821,059	13,791,145
投資信託受益証券	369,060,100	604,545,226
派生商品評価勘定	576,496	2,542,095
未収入金	—	8,067,017
差入委託証拠金	5,931,425	20,874,960
流動資産合計	395,389,080	759,199,713
資産合計	395,389,080	759,199,713
負債の部		
流動負債		
未払解約金	687,859	91,274
未払受託者報酬	31,648	70,321
未払委託者報酬	272,770	605,184
流動負債合計	992,277	766,779
負債合計	992,277	766,779
純資産の部		
元本等		
元本	255,148,377	402,901,212
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	139,248,426	355,531,722
（分配準備積立金）	35,944,781	150,744,917
元本等合計	394,396,803	758,432,934
純資産合計	394,396,803	758,432,934
負債純資産合計	395,389,080	759,199,713

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 2 期 自 2023 年 10 月 26 日 至 2024 年 10 月 25 日	第 3 期 自 2024 年 10 月 26 日 至 2025 年 10 月 27 日
営業収益		
受取配当金	2,255,822	7,310,709
受取利息	5,002	63,380
有価証券売買等損益	37,259,931	110,345,652
派生商品取引等損益	1,597,595	1,033,826
為替差損益	19,753	7,729,999
その他収益	120,573	354,242
営業収益合計	41,258,676	126,837,808
営業費用		
支払利息	1,337	—
受託者報酬	41,763	122,137
委託者報酬	360,083	1,051,140
その他費用	13,813	16,996
営業費用合計	416,996	1,190,273
営業利益又は営業損失 (△)	40,841,680	125,647,535
経常利益又は経常損失 (△)	40,841,680	125,647,535
当期純利益又は当期純損失 (△)	40,841,680	125,647,535
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	7,299,914	△5,017,433
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	9,455,896	139,248,426
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,418,476	189,730,360
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118,418,476	189,730,360
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,167,712	104,112,032
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,167,712	104,112,032
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	139,248,426	355,531,722

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 3 期	
	自 2024 年 10 月 26 日	至 2025 年 10 月 27 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から 提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる 取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行 われる日において、当該金額を計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府 令第 133 号）第 60 条及び同第 61 条にしたがって換算しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年 10 月 25 日を計算期間の末日としておりま すが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を 2025 年 10 月 27 日とし ております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 2 期	第 3 期
	2024 年 10 月 25 日現在	2025 年 10 月 27 日現在
1. 期首元本額	56,652,443 円	255,148,377 円
期中追加設定元本額	279,658,438 円	337,981,812 円
期中一部解約元本額	81,162,504 円	190,228,977 円
2. 受益権の総数	255,148,377 口	402,901,212 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 2 期	第 3 期
	自 2023 年 10 月 26 日 至 2024 年 10 月 25 日	自 2024 年 10 月 26 日 至 2025 年 10 月 27 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配 当等収益（1,897,317 円）、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証	計算期間末における費用控除後の配 当等収益（6,004,022 円）、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証

	券売買等損益（31,644,449 円）、信託約款に規定される収益調整金（103,303,645 円）及び分配準備積立金（2,403,015 円）より分配対象額は 139,248,426 円（1 万口当たり 5,457.54 円）であります。分配は行っておりません。	券売買等損益（124,660,946 円）、信託約款に規定される収益調整金（204,786,805 円）及び分配準備積立金（20,079,949 円）より分配対象額は 355,531,722 円（1 万口当たり 8,824.29 円）であります。分配は行っておりません。
--	--	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第 2 期 自 2023 年 10 月 26 日 至 2024 年 10 月 25 日	第 3 期 自 2024 年 10 月 26 日 至 2025 年 10 月 27 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門としてリスク管理本部が運用リスクの管理を行っており、異常・問題を認識した場合には、速やかに関係部署に報告及び連携して、対応できる体制をとっております。 また、リスク管理本部は、リスク管理状況について定期的に投資政策委員会に報告を行っており、投資政策	運用部門から独立した管理部門として内部統制本部が運用リスクの管理を行っており、異常・問題を認識した場合には、速やかに関係部署に報告及び連携して、対応できる体制をとっております。 また、内部統制本部は、リスク管理状況について定期的に投資政策委員会に報告を行っており、投資政策委

	委員会は、リスク管理等の観点から日々の運用業務全体の検証を行っております。	員会は、リスク管理等の観点から日々の運用業務全体の検証を行っております。
--	---------------------------------------	--------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 2 期 2024 年 10 月 25 日現在	第 3 期 2025 年 10 月 27 日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 2 期 2024 年 10 月 25 日現在	第 3 期 2025 年 10 月 27 日現在
	当期の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	37,204,779	58,056,032
合計	37,204,779	58,056,032

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	第 2 期			
	2024 年 10 月 25 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 先物取引 買建	26,123,019	—	26,699,515	576,496
合計	26,123,019	—	26,699,515	576,496

種類	第 3 期			
	2025 年 10 月 27 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 先物取引 買建	144,876,465	—	147,418,560	2,542,095
合計	144,876,465	—	147,418,560	2,542,095

(注) 時価の算定方法

1. 原則として本報告書における開示対象ファンドの計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
 2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- ※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 2 期	第 3 期
	2024 年 10 月 25 日現在	2025 年 10 月 27 日現在
1口当たり純資産額	1.5458 円	1.8824 円
(1万口当たり純資産額)	(15,458 円)	(18,824 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	MAX I S全世界株式（オール・カントリー）上場投信	11,468	292,204,640	
	日本円 小計		11,468	292,204,640	
	アメリカ・ドル	BNY MELLON US LRG CAP COR	11,173.000	1,453,607.300	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF	9,602.000	587,834.440	
	アメリカ・ドル 小計		20,775.000	2,041,441.740 (312,340,586)	
投資信託受益証券 合計			32,243	604,545,226 (312,340,586)	
合計				604,545,226 (312,340,586)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	有価証券の 合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 2 銘柄	41.18	51.67

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(2025年10月28日から2026年4月27日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月3日

株式会社 susten キャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

増田 美千子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネーフォワード全世界株式インデックスファンドの2025年10月28日から2026年4月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネーフォワード全世界株式インデックスファンドの2026年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年10月28日から2026年4月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社 susten キャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社 susten キャピタル・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

【マネーフォワード全世界株式インデックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	109,379,270	4,621,108
コール・ローン	13,791,145	10,768,442
投資信託受益証券	604,545,226	1,035,053,243
派生商品評価勘定	2,542,095	1,747,780
未収入金	8,067,017	—
差入委託証拠金	20,874,960	9,160,772
流動資産合計	759,199,713	1,061,351,345
資産合計	759,199,713	1,061,351,345
負債の部		
流動負債		
未払解約金	91,274	213,258
未払受託者報酬	70,321	97,651
未払委託者報酬	605,184	840,176
流動負債合計	766,779	1,151,085
負債合計	766,779	1,151,085
純資産の部		
元本等		
元本	402,901,212	500,752,912
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	355,531,722	559,447,348
（分配準備積立金）	150,744,917	134,307,117
元本等合計	758,432,934	1,060,200,260
純資産合計	758,432,934	1,060,200,260
負債純資産合計	759,199,713	1,061,351,345

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年10月26日 至 2025年4月25日	第4期中間計算期間 自 2025年10月28日 至 2026年4月27日
営業収益		
受取配当金	2,685,168	6,512,337
受取利息	21,824	622,037
有価証券売買等損益	△40,991,908	59,858,086
派生商品取引等損益	△1,542,106	8,441,453
為替差損益	△567,087	34,189,290
その他収益	145,690	384,418
営業収益合計	△40,248,419	110,007,621
営業費用		
受託者報酬	51,816	97,651
委託者報酬	445,956	840,176
その他費用	9,686	72,272
営業費用合計	507,458	1,010,099
営業利益又は営業損失（△）	△40,755,877	108,997,522
経常利益又は経常損失（△）	△40,755,877	108,997,522
中間純利益又は中間純損失（△）	△40,755,877	108,997,522
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△14,107,208	3,633,037
期首剰余金又は期首欠損金（△）	139,248,426	355,531,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	114,089,217	144,599,151
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	114,089,217	144,599,151
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,628,915	46,048,010
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,628,915	46,048,010
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	157,060,059	559,447,348

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期中間計算期間 自 2025年10月28日 至 2026年4月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から 提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる 取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行 われる日において、当該金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令 第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月25日を計算期間の末日としております が、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2025年10月27日、当中間計 算期間末日を2026年4月27日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
1. 期首元本額	255,148,377円	402,901,212円
期中追加設定元本額	337,981,812円	149,460,588円
期中一部解約元本額	190,228,977円	51,608,888円
2. 受益権の総数	402,901,212口	500,752,912口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
1. 中間貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	第3期 2025年10月27日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	144,876,465	—	147,418,560	2,542,095
合計	144,876,465	—	147,418,560	2,542,095

種類	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	21,212,105	—	22,959,886	1,747,781
合計	21,212,105	—	22,959,886	1,747,781

(注) 時価の算定方法

1. 原則として本報告書における開示対象ファンドの計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
 2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- ※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報)

	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8824円 (18,824円)	2.1172円 (21,172円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年4月末日現在)

I 資産総額	1,064,347,975円
II 負債総額	6,641,451円
III 純資産総額 (I - II)	1,057,706,524円
IV 発行済数量	501,109,523口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.1107円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

①受益権の譲渡

(イ) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(ロ) 当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(ハ) 委託会社は、上記（イ）の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

②受益権の譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

①受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

②償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

③質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部換金（解約）の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等 (2026 年 4 月末現在)

資本金の額	172 百万円
発行する株式の総数	100,000,000 株
発行済株式総数	6,907,313 株

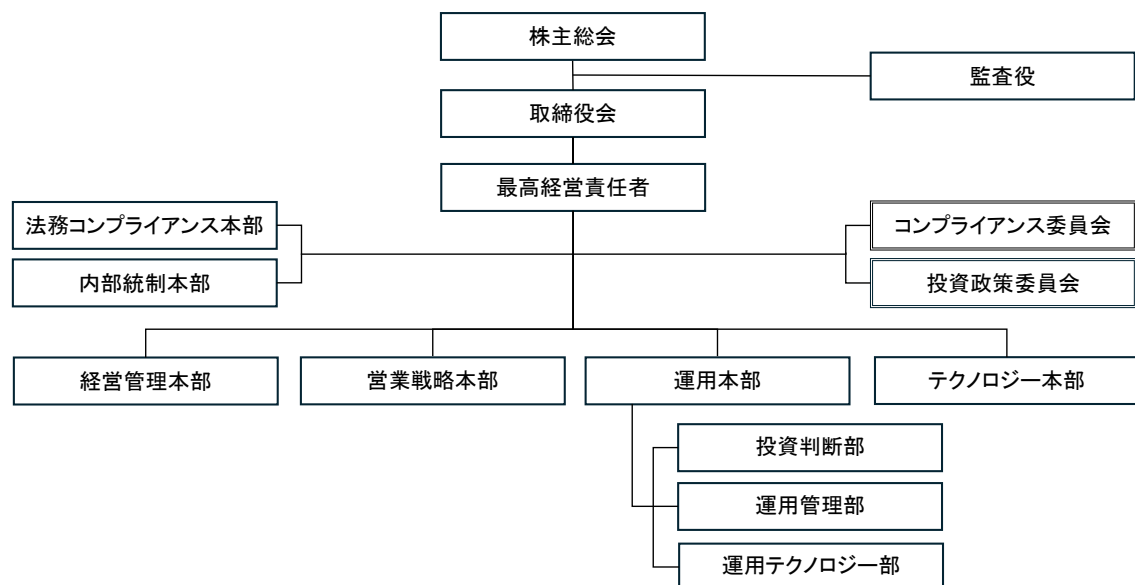
<過去 5 年間ににおける資本金の額の増減>

2021 年 6 月 25 日	資本金 430 百万円から 540 百万円に増資
2021 年 11 月 26 日	資本金 540 百万円から 100 百万円に減資
2022 年 3 月 31 日	資本金 100 百万円から 860 百万円に増資
2022 年 11 月 29 日	資本金 860 百万円から 100 百万円に減資
2023 年 8 月 30 日	資本金 100 百万円から 360 百万円に増資
2024 年 7 月 18 日	資本金 360 百万円から 100 百万円に減資
2024 年 9 月 30 日	資本金 100 百万円から 200 百万円に増資
2024 年 12 月 5 日	資本金 200 百万円から 400 百万円に増資
2024 年 12 月 31 日	資本金 400 百万円から 50 百万円に減資
2025 年 10 月 31 日	資本金 50 百万円から 70 百万円に増資
2025 年 12 月 19 日	資本金 70 百万円から 85 百万 120 円に増資
2025 年 12 月 31 日	資本金 85 百万 120 円から 70 百万円に減資
2026 年 1 月 23 日	資本金 70 百万円から 76 百万円に増資
2026 年 1 月 31 日	資本金 76 百万円から 79 百万円に増資
2026 年 2 月 2 日	資本金 79 百万円から 83.5 百万円に増資
2026 年 2 月 25 日	資本金 83.5 百万円から 88 百万円に増資
2026 年 3 月 6 日	資本金 88 百万円から 89.5 百万円に増資
2026 年 3 月 10 日	資本金 89.5 百万円から 92.5 百万円に増資
2026 年 4 月 30 日	資本金 92.5 百万円から 172.5 百万円に増資

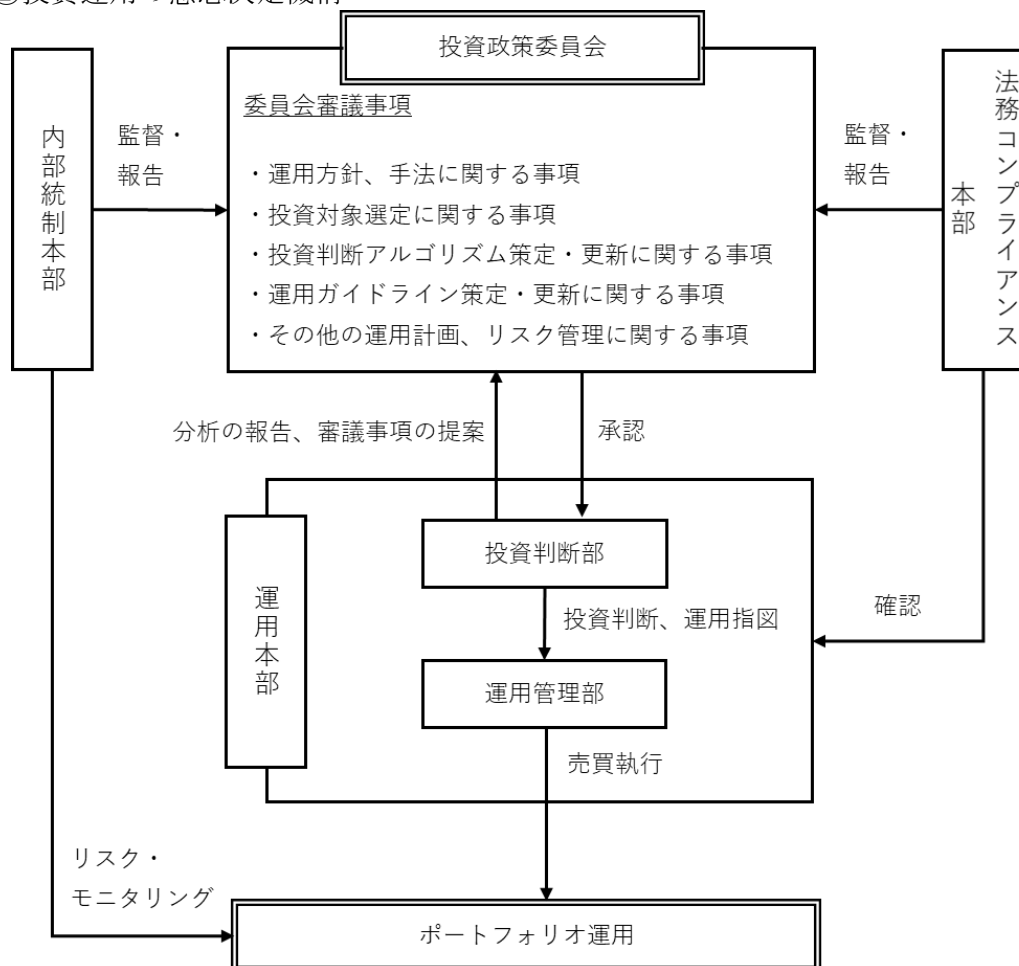
(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

委託会社の最高意思決定機関として取締役会を設置します。取締役会を構成する取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します。取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、最高経営責任者並びに最高投資責任者を指名します。最高経営責任者は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。最高投資責任者は投資政策委員会の委員長を務め、当社が運用するポートフォリオの運用方針及び管理に対して指揮統括します。



②投資運用の意思決定機構



<投資政策委員会>

- ・最高投資責任者を委員長とし、代表取締役、内部統制本部長及び法務コンプライアンス本部長により構成されます。

- ・当ファンドの運用方針に関する事項等を審議する他、リスク管理及びコンプライアンスの観点から日々の運用業務全体の検証も行います。
- ・原則として毎月開催される他、随時必要に応じて開催されます。

＜内部統制本部＞

- ・運用本部から独立した立場で、運用本部が管理するポートフォリオのリスクについて、予め定められた方針の通り運用されているかを監視します。
- ・投資運用に係るリスクに関して異常や問題を発見した場合、速やかに運用本部、最高経営責任者及び法務コンプライアンス本部に報告し、関係部署と協力して対応策を策定します。

＜運用本部 投資判断部＞

- ・クオンツ運用の改良のために必要なリサーチ業務を行います。
- ・運用モデル及びアルゴリズムの開発、研究を行います。
- ・投資政策委員会によって承認された運用方針等に基づき、クオンツ運用によるファンドの運用指図を行い、ポートフォリオの運用リスクを管理します。

＜運用本部 運用管理部＞

- ・投資判断部により作成された注文に従い、最良執行方針に基づき売買を実行します。

※上記の意思決定機構は、2026 年 4 月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社である株式会社 *s u s t e n* キャピタル・マネジメントは投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2026 年 4 月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託 6 本、合計純資産総額は 4,990 百万円です。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

株式会社s u s t e n キャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増田美千子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社s u s t e n キャピタル・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社s u s t e n キャピタル・マネジメントの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度までに6期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当事業年度末日後1年内の資金繰りに懸念がある状況となっている。また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率が依然として低下している状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年1月19日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、2026年1月23日に実行している。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は２０２６年１月２６日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、２０２６年２月２日に実行している。

３．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は２０２６年２月１６日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、２０２６年２月２５日に実行している。

４．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は２０２６年３月４日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、２０２６年３月１０日に実行している。

５．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は２０２６年３月１７日に無担保普通社債（劣後特約付）を発行し、同日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	注記番号	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		500,767	167,915
顧客分別金信託		80,003	47,149
前払費用		20,429	23,517
未収入金		75	8
未収委託者報酬		205	755
未収運用受託報酬		909	2,647
未収消費税等		30,721	20,676
その他流動資産		7,593	369
流動資産合計		640,707	263,040
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	14,423	-
器具備品	1	8,943	-
有形固定資産合計		23,366	-
投資その他の資産			
投資有価証券		12,863	-
長期差入保証金		28,584	22,242
投資その他の資産合計		41,447	22,242
固定資産合計		64,814	22,242
繰延資産			
株式交付費		4,238	2,665
繰延資産合計		4,238	2,665
資産合計		709,759	287,948
負債の部			
流動負債			
預り金		47,358	36,952
未払金		612	6,036
未払費用		30,825	25,359
未払法人税等		-	950
返金負債		194	501
流動負債合計		78,991	69,800
固定負債			
繰延税金負債		3,448	-
固定負債合計		3,448	-
負債合計		82,440	69,800

純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	70,000
資本剰余金		
資本準備金	1,568,964	1,603,964
その他資本剰余金	1,810,000	1,825,000
資本剰余金合計	3,378,964	3,428,964
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 2,804,117	△ 3,281,337
利益剰余金合計	△ 2,804,117	△ 3,281,337
株主資本合計	624,847	217,628
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,951	-
評価・換算差額等合計	1,951	-
新株予約権	520	520
純資産合計	627,318	218,148
負債・純資産合計	709,759	287,948

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	315	1,726
運用受託報酬	22,338	33,510
営業収益合計	22,654	35,236
営業費用		
広告宣伝費	64,425	23,732
調査費		
調査費	1,667	546
情報機器関連費	18,488	21,145
その他の調査費	24	4
調査費合計	20,180	21,697
営業雑経費		
通信費	1,285	1,196
印刷費	76	-
協会費	2,304	1,779
諸会費	205	332
その他	5,689	7,615
営業雑経費合計	9,560	10,923
営業費用合計	94,166	56,353
一般管理費		
給料		
役員報酬	42,540	21,311
給料・手当	183,076	164,408
賞与	5,540	-
法定福利費	35,002	29,736
その他の福利厚生費	232	308
給料合計	266,391	215,765
交際費	555	261
旅費交通費	3	-
会議費	350	77
租税公課	3,077	1,576
不動産関係費		
不動産賃借料	38,714	40,935
その他の不動産関係費	1,996	2,021
不動産関係費合計	40,711	42,957
固定資産減価償却費	9,713	3,932

諸経費		
業務委託費	179,227	128,144
消耗品費	347	470
器具備品費	52	-
システム利用料	35,406	37,614
その他	9,059	4,212
諸経費合計	224,094	170,441
一般管理費合計	544,896	435,012
営業損失（△）	△ 616,409	△ 456,129
営業外収益		
受取利息	36	497
雑益	176	85
営業外収益合計	212	582
営業外費用		
創立費償却	24	-
株式交付費償却	3,311	2,079
雑損	6	0
営業外費用合計	3,341	2,079
経常損失（△）	△ 619,539	△ 457,626
投資有価証券売却益	7,142	4,883
特別利益合計	7,142	4,883
減損損失	-	25,944
投資有価証券売却損	0	-
特別損失合計	0	25,944
税引前当期純損失（△）	△ 612,396	△ 478,687
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	2,417	△ 2,418
法人税等合計	3,367	△ 1,468
当期純損失（△）	△ 615,763	△ 477,220

1

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本図計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
当期変動額							
新株の発行	300,000	104,999	-	104,999	-	-	404,999
減資（△）	△ 610,000	-	610,000	610,000	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 615,763	△ 615,763	△ 615,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	△ 310,000	104,999	610,000	714,999	△ 615,763	△ 615,763	△ 210,764
当期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	4,235	4,235	520	840,366			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	404,999			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 615,763			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 2,285			
当期変動額合計	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 213,048			
当期末残高	1,951	1,951	520	627,318			

当事業年度 自 2025年1月1日 至 2025年12月31日

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
当期変動額							
新株の発行	35,000	35,000	-	35,000	-	-	70,000
減資（△）	△ 15,001	-	15,000	15,000	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 477,220	△ 477,220	△ 477,220
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	20,000	35,000	15,000	50,000	△ 477,220	△ 477,220	△ 407,220
当期末残高	70,000	1,603,964	1,825,000	3,428,964	△ 3,281,337	△ 3,281,337	217,628
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	1,951	1,951	520	627,318			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	70,000			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 477,220			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1,952	△ 1,952	-	△ 1,952			
当期変動額合計	△ 1,952	△ 1,952	-	△ 409,171			
当期末残高	-	-	520	218,148			

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

当社は前事業年度までに6期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当事業年度末日後1年内の資金繰りに懸念があります。

また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率は、2025年12月31日現在で132.1%となっており、金融商品取引法第46条の6第2項に定める法定比率は超過しているものの、依然として自己資本規制比率は低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社では、このような事象又は状況を解消又は改善するために、販売会社の増強、販売会社を通じた当社設定ファンドの販売拡大による運用資産残高の増加に伴う委託者報酬の増加に加え、金融機関向けにNISAを活用した新サービスの提供による収益確保を行い、利益確保及び収益基盤の確立に努めてまいります。

さらに、持続的な経営の早期安定化を目的に、運転資金および事業資金の確保が重要であると判断し、資金調達を計画しております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られておりません。また、資金調達の実現可否については、投資家等の投資判断に大きく依存する要素が多く、その実現の予測は困難な状況にあります。

このため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8年
器具備品	3～15年

- (2) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 繰延資産の処理方法

- (1) 創立費 5年間の均等償却によっております。
(2) 株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・ 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[貸借対照表関係]

有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産	29,532	31,921

[損益計算書関係]

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	事業用資産	建物付属設備	12,849
	事業用資産	工具器具備品	7,443
	その他	長期差入保証金	5,650

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、本社を単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、使用価値を零と算定しております。

[株主資本等変動計算書関係]

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	352,361	-	-	352,361
E種優先株式（株）	-	749,999	-	749,999
合計（株）	5,648,063	749,999	-	6,398,062

（変動事由の概要）E 種優先株式の発行による増資 749,999 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数 (株)				当期事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式 (株)	373,563	-	-	373,563
A種優先株式 (株)	718,500	-	-	718,500
B種優先株式 (株)	633,789	-	-	633,789
C種優先株式 (株)	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式 (株)	352,361	-	-	352,361
E種優先株式 (株)	749,999	74,074	-	824,073
F1種優先株式 (株)	-	55,556	-	55,556
合計 (株)	6,398,062	129,630	-	6,527,692

(変動事由の概要) E種優先株式の発行による増資 74,074 株, F1種優先株式発行による増資 55,556 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数 (株)				当期事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。また、顧客からの預り金に関しては法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する現金・預金及び顧客分別金信託はいずれも信用度の高い金融機関に預入/預託しており、預入先の信用リスクに晒されております。また未払費用は、主に一般管理費における業務委託費等の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているものであります。これらは市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、投資額は必要最低額であるためリスクは限定的であります。預り金のうち、顧客からの預り金は、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり短期間で決済されるため、リスクは限定的であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

② 信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的に取り取引先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	12,863	12,863	-
資産計	12,863	12,863	-

(注1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

顧客分別金信託

預り金

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	500,767	-	-	-
顧客分別金信託	80,003	-	-	-
合計	580,770	-	-	-

当事業年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
前払費用
未収消費税等
預り金
未払費用

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	167,915	-	-	-
顧客分別金信託	47,149	-	-	-
前払費用	23,517	-	-	-
未収消費税等	20,676	-	-	-
合計	259,257	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場において（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）

区分	時価（単位：千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	-	12,863	-	12,863
資産計	-	12,863	-	12,863

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

（注1） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	12,863	9,879	2,984
合計	12,863	9,879	2,984

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	30,278	7,142	0
合計	30,278	7,142	0

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	15,698	4,883	-
合計	15,698	4,883	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000 株
付与日	2019 年 10 月 21 日
権利確定条件	(注1)
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019 年 10 月 25 日 至 2029 年 10 月 20 日

(注1) 本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点で受益者として指定された者に交付されます。

(注2)

- ① 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ② 当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20 円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	963,968	1,144,596
減価償却超過額	1,406	1,867
資産除去債務	1,635	3,922
減損損失	-	6,042
その他	98	288
繰延税金資産小計	967,108	1,156,716
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 963,968	△ 1,144,596
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,140	△ 12,120
評価性引当額小計	△ 967,108	△ 1,156,716
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
未収還付事業税等	2,417	-
その他有価証券差額金	1,031	-
繰延税金負債合計	3,448	-
繰延税金負債の純額	3,448	-

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年12月31日現在）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	-	-	-	-	-	963,968	963,968
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 963,968	△ 963,968
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	-	-	-	-	39,015	1,105,581	1,144,596
評価性引当額	-	-	-	-	△ 39,015	△ 1,105,581	△ 1,144,596
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	-	-
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため	税引前当期純損失であるため
住民税均等割	注記を省略しております。	注記を省略しております。
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

損益計算書に記載のとおりです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
主要株主 (法人)	TUSICキャピタル 1号投資事業組合	東京都 新宿区	6,173,323	投資運用	被保有 直接19.16%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注1)	99,999	-	-

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

種類	氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容/ 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	岡野大	-	-	当社代表 取締役	被保有 直接16.76%	資金の借入	資金の借入	50,000	役員借 入金	-
						資金の返済	資金の返済	50,000		-
						株式の 被所有	第三者割当増資 (注2)	45,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2024年9月26日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株主185,185株を引受けたものです。

(注2) 2025年10月22日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株主37,038株、また2025年12月19日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株主46,297株を引受けたものです。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1 株当たり純資産額 (円)	0.00	0.00
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△ 107.30	△ 74.42

(注1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失 (△) (千円)	△ 615,763	△ 477,220
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失 (△) (千円)	△ 615,763	△ 477,220
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,738,454	6,412,622
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	373,563	373,563
うちA種優先株式	718,500	718,500
うちB種優先株式	633,789	633,789
うちC種優先株式	1,069,850	1,069,850
うちD種優先株式	352,361	352,361
うちE種優先株式	90,391	762,581
うちF1種優先株式	-	1,978
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)	新株予約権 (普通株式 520,000株)

(注3) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	627,318	218,148
純資産の部から控除する金額（千円）	627,318	218,148
うちS種優先株式	-	-
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	-	-
うちD種優先株式	221,799	-
うちE種優先株式	404,999	187,627
うちF1種優先株式	-	30,000
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数（株）	2,500,000	2,500,000

（重要な後発事象）

当社は、2026 年 1 月 19 日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026 年 1 月 23 日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 22,222株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	11,999千円
資本組入額の総額	6,000千円
払込期日	2026年1月23日
用途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は、2026 年 1 月 26 日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026 年 2 月 2 日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 27,775株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	14,998千円
資本組入額の総額	7,500千円
払込期日	2026年2月2日
使途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は、2026年2月16日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026年2月25日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 16,665株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	8,999千円
資本組入額の総額	4,500千円
払込期日	2026年2月25日
使途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は、2026年3月4日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026年3月10日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 16,664株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	8,998千円
資本組入額の総額	4,500千円
払込期日	2026年3月10日
使途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は以下のとおり、2026 年 3 月 17 日に無担保普通社債（劣後特約付）を発行し、同日に払込が完了しております。

社債の名称	sustenキャピタル・マネジメント第1回無担保普通社債（劣後特約付）
発行総額	40,000,000円
各社債の金額	10,000,000 円
償還期限	2031/6/30 ただし、発行日から5年を経過した日以降、金融庁長官その他の監督官庁の事前承認を得た場合に限り、本社債の全部又は一部を繰上償還することができる
利率	年 6.0 %
利払日	毎年 6 月 30 日および 12 月 31 日の年2回
発行価格	各本社債の金額100円につき金100円
償還金額	各本社債の金額100円につき金100円
払込期日	2026年3月17日
担保・保証	担保、保証は付さない
優先順位	本社債の元利金支払請求権は、発行体について破産、民事再生、会社更生、または特別清算が開始された場合、全ての一般債権（劣後特約付でない債務）が全額弁済された後にのみ発生する。
資金用途	一般運転資金

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

- (3) 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (4) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

susten 全世界株式インデックスファンド（M）約款

株式会社 s u s t e n キャピタル・マネジメント

追加型証券投資信託
susten 全世界株式インデックスファンド（M）
約款

－運用の基本方針－

信託約款第19条＜運用の基本方針＞に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

国内外の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果の獲得を目指します。
- ② 株式、投資信託受益証券（ETF）への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 国内外の金融商品取引所に上場している株式の投資割合には制限を設けません。
- ② 国内外の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券（ETF）の投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託
susten 全世界株式インデックスファンド（M）
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、株式会社sustenキャピタル・マネジメントを委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条<利害関係人等との取引等>第1項、同条第2項および第32条<信託業務の委託等>において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条<信託契約の解約>第1項、第52条<信託契約に関する監督官庁の命令>第1項、第53条<委託者の登録取消等に伴う取扱い>第1項または第55条<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条<受益権の分割および再分割>の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条<信託の目的および金額>の規定によって生じた受益権については、1億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条<公社債の借入れの指図および範囲>に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第31条<外国為替予約取引の指図>に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条<受益権の分割および再分割>の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第12条 受託者は、第3条<信託の目的および金額>の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および価額>

第13条 委託者は、第8条<受益権の分割および再分割>第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって委託者自らが取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みに係る受益権について、第45条<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをした取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下、総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条<受益権の分割および再分割>第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承諾を得て指定販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みに係る受益権について、第45条<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをした取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条<委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関>の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第45条<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に委託者または指定販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条<信託の計算期間>に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停

止等)が発生したときは、第1項または第2項の規定による受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条 受益権の譲渡は、第14条＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条＜先物取引等の運用指図＞、第24条＜スワップ取引の運用指図＞および第25条＜金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図＞に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜有価証券および金融商品の運用の指図範囲等＞

第17条 委託者は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で、前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券、ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条<信託業務の委託等>第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条<投資の対象とする資産の種類>、第17条<有価証券および金融商品の指図範囲等>第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条<信用取引の指図および範囲>、第23条<先物取引等の運用指図>、第24条<スワップ取引の運用指図>、第25条<金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図>、第27条<有価証券の貸付の指図および範囲>、第28条<公社債の空売りの指図および範囲>、第29条<公社債の借入りの指図および範囲>、第31条<外国為替予約取引の指図>、第35条<有価証券の売却等の指図>、第36条<再投資の指図>、第37条<資金の借入れ>に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第1項に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信用取引の指図および範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条<信託期間>に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条<信託期間>に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第26条 デリバティブ取引等（第16条<投資の対象とする資産の種類>第1項第1号ロに規定するデリバティブ取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買を含む。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<有価証券の売却等の指図>

第35条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第36条 委託者は、第35条<有価証券の売却等の指図>の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場

合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<損益の帰属>

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2023年10月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条<信託期間>に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息および借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条<信託の計算期間>に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.086%の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める「自動けいぞく投資約款」に従った契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じるものとしします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条<受益権の帰属と受益証券の不発行>第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第49条＜信託契約の一部解約＞第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第46条 受託者は、収益分配金については、第45条＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条＜信託契約の一部解約＞第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第47条 受益者が、収益分配金について第45条＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関＞

第48条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者または指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求受付日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として一部解約の実行の請求に応じないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、第1項の規定による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

<信託契約の解約>

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、対象指数が改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、委託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条<信託約款の変更等>の規定に従います。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条<信託約款の変更等>第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条<信託約款の変更等>の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことがで

きるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第57条 この信託は、受益者が第49条<信託契約の一部解約>の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条<信託契約の解約>に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<運用状況に係る情報の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行うものとします。

<公告>

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://susten.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第25条<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第45条<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年1月18日

委託者 株式会社s u s t e n キャピタル・マネジメント

受託者 みずほ信託銀行株式会社